

茨城労働局発表
平成 28 年 5 月 31 日(火)

【照会先】
茨城労働局総務部 労働保険徴収室
室長 益子 敏夫
室長補佐 加藤 賢一
(代表電話)029(224)6211(内線 151)
(直通電話)029(224)6213

労働保険（労災保険・雇用保険・一般拠出金）の年度更新が始まります。

～雇用保険料率が 1000 分の 2.5 引き下がります。～

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「保険年度」といいます。)を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付いただき、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算いただくという方法をとっています。これが「年度更新」の手続きです。

したがって、事業主の皆様には、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 19 条)と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 15 条)を、毎年6月1日から7月10日(平成 28 年度は7月11日(月))までの間に行っていただくことになります。

労働保険は、労働者が労働災害、失業等の保険事故を被った場合に、その損失填補や生活保障を目的に必要な給付を行う制度であって、国が設けた最も重要なセーフティネットの一つであり、年度更新業務は、制度維持のため重要な役割を担っております。

手続きが遅れますと、政府が保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・一般拠出金の10%)を課すことがあります。

なお、申告に当たっては平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率が、平成27年度に比べ 1000 分の 2.5 引き下げられておりますので、概算保険料の算定時に御留意願います。



【申告期間】

平成 28 年 6 月 1 日(水)から 7 月 11 日(月)まで

【提出先】

茨城労働局、労働基準監督署または社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)へ提出してください。

また、7月7日から7月11日においては、県内各地で受理相談会を実施しておりますのでご利用ください。

なお、申告書と同時に保険料を納付する場合には、日本銀行代理店、歳入代理店へ提出してください。

<参考>添付資料

別添1 平成28年度の雇用保険料率—雇用保険料率が引き下がります—

別添2 年度更新申告書受理相談会について

別添3 労働保険料等の口座振替制度等について

別添4 労働保険料(労災保険料、雇用保険料)の使用用途について